

## PwC WMS Newsletter

プライスウォーターハウスクーパース(PwC)では、関税に関する専門家チーム(Worldtrade Management Services: WMS)を日本、米国、ヨーロッパ各国に加え、シンガポール、香港、中国、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ等のアジア全域を含む世界60カ国以上に展開しています。

PwCのグローバルネットワーク(www.pwc.com)に属するPwC各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwCは、世界153カ国に155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

本ニュースレターは、関税と貿易に関する動向等についてその概要をお伝えする目的で作成されたものです。このレターの内容を実際の業務及び事業等に適用する場合は必ず事前に専門家にご相談ください。また、法改正、その他注目すべき動向をタイムリーに提供させていただくため、随時発行となっております。お役に立てば幸いです。なお、本ニュースレター、その他関税と貿易に関するテーマについてより詳細な内容等をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2844  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2009 プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd. プライスウォーターハウスクーパースとは、プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## 米国におけるオゾン層破壊物質にかかわる間接税

世界的な環境保全に対する意識の高まりに伴い、米国国税庁(Internal Revenue Service: IRS)は、オゾン層破壊物質(Ozone Depleting Chemicals: ODC)を生産過程において使用する(または含有する)製品の輸入に際し、米国内国歳入法(Internal Revenue Code)第4681条に基づき ODC 間接税の納税を義務付けています。

本稿では、当該間接税にかかり企業に求められる対応等についてご案内しています。

## 1. 課税額の算出方法

ODC 間接税の課税額は、原則として、ODC 使用量に比例して増加します。また、ODC 使用量は、以下のいずれかの方法により確定されます。

- 実際使用量 - 製品の生産者により提供された資料・データ等により証明される実際の使用量
- 法定使用量 - IRS が製品ごとに定める使用量で、実際使用量の証明が不可能と認められる場合に適用

なお、法定使用量は、1990 年代初期における平均的使用量であり、生産技術が大きく進歩した現代においては実際使用量を上回るケースが多く見受けられます。したがって、法定使用量の適用は課税額の増加につながる可能性が高いという認識を持つ必要があります。

## 2. IRS 最新動向

ODC 間接税は、基本的に輸入時点における輸入者の自己申告により課税されるものですが、IRS による輸入後の調査により納税を求められるケースも少なくはありません。昨今において、IRS は輸入者の自己申告内容に対する疑念を膨らませており、輸入後に行われる調査件数は増加の傾向をたどっています。

さらに、IRS は、効果的な調査の実施を目的として、製品に残存する ODC を検出するための科学的検査方法を独自に開発し、調査に用いるようになりました。当該検査の導入により、以前にも増して厳格な調査が行われています。

## 3. 企業に求められる対応

電子機器・集積回路・自動車・医薬品等の分野に携わる企業は、特に高い確率で調査対象とされています。当該企業においては、適確な申告が行われているかの確認を行うことが望まれます。

その他の産業分野に携わる企業においても、調査を受ける可能性はゼロではないため、自社製品が課税対象製品であるか否かを的確に把握することが求められます。

## 4. PwC によるサポート

ODC 間接税をめぐり、異なる状況下にある企業の多種多様なニーズに応えるため、PwC は以下のサポートを提供しています。

- 課税対象製品の把握
- ODC 実際使用量証明書類の整備
- 予想課税額の算出
- 擬似調査の実施
- 社内管理体制の整備

**上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。**

プライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号  
霞が関ビル 15 階  
電話 : 03-5251-2844  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

日本支店代表

永井宗比古

03-5251-2844

[munehiko.nagai@jp.pwc.com](mailto:munehiko.nagai@jp.pwc.com)